

保険証は資格喪失後、5日以内に返却を

健康保険法施行規則51条で「被保険者は、その資格を喪失したとき、その保険者に変更があったとき、又はその被扶養者が異動したときは、五日以内に、被保険者証を事業主に提出しなければならない。」と定められています。

「新しい保険証が届くまで使えるだろう」

「保険証を病院に見せたが使えたから大丈夫だろう」

…などの、誤解はございませんか？

- ◆保険証が手元にあっても、使用できるのは退職日までです。
- ◆退職後はご本人と扶養として加入中のご家族の保険証も一緒に返却してください。
- ◆ご家族が就職、結婚、離婚などで扶養から外れる時も保険証を使用できるのは扶養の資格喪失日の前日までです。

「もし、資格喪失日以降に保険証を使用したらどうなる？」

阪和興業健康保険組合では、病院からのレセプト（請求書）が到着後、受診日に資格があったかどうかを審査しています。

審査の結果、資格喪失後の受診が判明した方には保険証を使用した分の医療費をご本人様へ請求しています。

返金請求に応じて頂けない場合は、法的措置により徴収を行うこともあります。